

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和7年10月9日

独立行政法人水資源機構

利根川上流総合管理所長 本田 毅

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注を予定している工事の積算の参考とするための「掘削費」及び「運搬費」を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争資格（指名競争）参加資格業者のうち、「土木一式工事」又は「その他の工事」の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

- (1) 参考見積書は、水路内に堆積した軟弱な土砂の掘削費及び運搬費（別紙－1 設計内訳書）を記載して下さい。

なお、様式は問いませんが、ご提出いただける場合には、別紙－2「歩掛参考見積書 提出様式」を参考をお願いします。

- (2) 提出期間：令和7年10月21日(火) まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後17時00分時まで

- (3) 提出先

独立行政法人水資源機構 利根川上流総合管理所 本田 毅 宛

【担当】経理課 川口

〒378-0051 群馬県沼田市上原町1682番地

TEL 0278-24-5711 FAX 0278-22-7565

電子メールアドレス nyukei_tonejou@water.go.jp

【参考見積書件名】群馬用水施設土砂撤去工事（仮称）

(4) 提出方法

書面は持参、郵送又はFAX（社印があること）により提出するものとします。

なお、参考見積書に以下の内容を記載いただける場合は、社印を省略して提出することが可能です。

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

4. 参考見積内容

(1) 作業内容

- ①本単価参考見積は、水路内等に堆積した軟弱な土砂の掘削費及び運搬費について見積するものとします。
- ②通水中の水路内掘削を行うものであり、施設に損傷を与えないよう注意して施工することとします。
- ③水路内等の土砂の掘削はバックホウ（クローラ型）ロングアーム 排ガス2次 山積み0.4m³で行います。掘削した土砂は直接積み込み運搬します。
- ④運搬は、水を含んだ流動性の高い状態で行うため、使用運搬機械は4t アームロール型 密閉箱積載を想定しています。
- ⑤参考見積書の有効期限は令和8年3月31日とします。
- ⑥参考見積書の提出年月日を記載するものとします。
- ⑦見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない額としてください。
- ⑧参考見積書に、消費税及び地方消費税が含まれていないことを記載してください。

(2) 工事費の構成と歩掛見積範囲

- ①本歩掛参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ②歩掛参考見積の依頼範囲は基準書で定義されている直接工事費のうち、上記(1)「作業内容」を実施する為に必要な作業員、資機材の員数等を見積もり依頼します。

(3) 作業員の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」における「調査対象職種の定義・作業内容」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

（１）提出期間：令和７年１０月１０日(金) から令和７年１０月１５日(水) まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前８時
30分から午後１７時００分まで

（２）提出場所：３．（３）に同じ。

（３）提出方法：３．（４）に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

（１）閲覧期間：令和７年１０月２１日(火) まで

（２）閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、工事の積算の目的以外には使用いたしません。